

# 災害時の生活支援 窓口案内(ガイドブック)



行政相談のマスコット  
キクーン



ふなばしええもん宣伝キャラクター  
大番頭 船えもん

千葉行政監視行政相談センターと船橋市は、災害時に被災者へ各種支援情報を迅速かつ正確に提供するため『災害時のガイドブック』を作成しました。

このガイドブックは、災害の規模や状況により、随時更新される予定です。

最新の情報は、千葉行政監視行政相談センターのホームページをご覧ください。

なお、各制度の詳細は変更になる場合があります。

詳細については、各問い合わせ先へご確認ください。



千葉行政監視  
行政相談センターHP



総務省 千葉行政監視行政相談センター

千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

電話: 043-244-1100



船橋市役所

船橋市湊町2-10-25

電話: 047-436-2111(代表)



## 1 防災情報の発信について

- 1-1 船橋市の防災情報(1)
- 1-2 家庭向け防災啓発冊子(2)
- 1-3 外国人市民のための多言語の防災情報(3)
- 1-4 災害発生時の安否確認(3)



## 2 住まいや身の回りのこと

- 2-1 罹災(被災)証明書の発行(4)
- 2-2 応急危険度判定(5)
- 2-3 被災者のための住宅提供(6)
- 2-4 住宅の応急修理(6)
- 2-5 被災建物の解体・撤去(7)
- 2-6 床上浸水した家屋の消毒(7)
- 2-7 その他住まいに関すること(7)



## 3 お金のこと

- 3-1 災害弔慰金・見舞金の支給(8)
- 3-2 災害障害見舞金の支給(9)
- 3-3 生活資金の貸付け(9)
- 3-4 生活の困窮(10)
- 3-5 住宅に関する支援金、貸付(11)
- 3-6 雇用に関する支給(15)



## 4 役所の手続きのこと

- 4-1 国税の特別措置(16)
- 4-2 県民税の特別措置(16)
- 4-3 市税の特別措置(17)
- 4-4 各種保険料の特別措置(17)
- 4-5 公共料金の減免措置等(18)
- 4-6 証明書等を紛失した場合(18)



## 5 民間の手続きのこと

- 5-1 地震保険(19)
- 5-2 生命保険の契約内容(19)
- 5-3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合(20)
- 5-4 法律相談等の窓口(20)



## 6 医療・健康のこと

- 6-1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用(21)
- 6-2 障害福祉サービスの利用(21)
- 6-3 こころの悩み相談(22)



## 7 教育のこと

- 7-1 保育園・幼稚園の子がいる家庭への支援(24)
- 7-2 小中学生の子がいる家庭への支援(24)
- 7-3 高校生の子がいる家庭への支援(24)
- 7-4 大学生・専門学校の学生への支援(25)



## 8 事業者の方へ

- 8-1 中小企業者を対象とした相談窓口(26)



## 9 そのほかの情報

- 9-1 ペット動物に関する相談(26)
- 9-2 災害時における入浴支援(27)
- 9-3 災害時における生活用水の提供(27)
- 9-4 消費者相談(28)
- 9-5 外国人相談(28)
- 9-6 行政相談(30)

このガイドブックの最後には、「罹災(被災)証明願」の様式を添付しています。  
ガイドブックから切り離して、申請することができます。  
詳細は、該当のページをご覧ください。



## 1 防災情報の発信について

### 1-1 船橋市の防災情報

#### ★ 情報配信

災害時に必要な情報を提供しています。

##### ◆ 船橋市防災ポータルサイト

地震情報や気象情報などの災害情報・緊急情報を総合的に提供するWebサイトです。



##### ◆ 船橋市公式アプリ「スマートライフパス」

避難所の場所等、様々な防災コンテンツをご覧いただけます。



##### ◆ 船橋市公式X

災害に関する緊急情報の他に、熱中症警戒アラートや防災行政無線の情報などを発信しています。



※アカウント名:@Funabashi\_city

##### ◆ 船橋市公式LINE

災害時の情報を配信します。右のコードから友だち追加し、配信カテゴリで「ふなばし災害情報」を選択していただくと情報を受取ることができます。



##### ◆ 防災行政無線

災害時の緊急情報(地震や津波、土砂災害警戒情報、国民保護情報等)を伝え、すばやく適切な行動をとっていただけるよう、市内に設けています。



##### ◆ 船橋市ハザードマップ

災害の危険性を色で表した地図のことで、インターネット上で公開しています。インターネット環境のない場合等は、危機管理課(047-436-2037)にお問い合わせください。



##### ◆ Yahoo! 防災速報

緊急情報や避難所へのルート、避難所開設情報、気象情報などの防災情報を配信しているサービスです。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に注意喚起情報を配信しています。



船橋市HP

##### Yahoo!防災速報アプリ



iOS版



Android版

## 1-2 家庭向け防災啓発冊子

船橋市では、災害への備えや災害発生時の対処方法などをまとめた啓発冊子を作成しています。ご家庭で防災について話し合う際などにご活用下さい。

### ◆ 防災ブックレット

地震・火災・風水害等が発生した時のそれぞれの対策、避難施設の一覧や船橋市から発信する様々な防災情報の入手方法など、幅広い情報をまとめています。



### ◆ 子育て防災手帳

災害時の避難の際などに配慮が必要な「妊婦や乳幼児のいる家庭」向けに、災害への備えや災害が発生した時の対処方法、妊婦や子育て中のママ等が孤立しないための方法をまとめています。



<お問い合わせ先>

船橋市	市長公室危機管理課	047-436-2032
-----	-----------	--------------

# 1-3 外国人市民のための多言語の防災情報

## Disaster Preparedness & Response for Foreign Residents

### 船橋市多语言防灾信息

船橋市では、「防災ハンドブック」「多言語避難所マップ」「ふなっしーの火災予防チラシ」など、火事や地震などの災害時に役立つ情報を、いろいろな国の言葉で紹介しています。二次元コードから船橋市ホームページへアクセスしてください。

Funabashi City provides useful information when disasters occur such as fires and earthquakes in various languages, including the "Booklet for Disaster Prevention," "Multilingual Evacuation Sites Map," and "Funassyi Fire Prevention Flyer." Please scan the 2D code to access the City's website.

船橋市提供包括《防灾手册》《多语言避难所地图》《船桥市火灾预防宣传单》等实用资料，以多国语言详细介绍火灾、地震等灾害发生时的应对措施。

相关资料请扫描二维码访问船桥市官方网站获取。



船橋市HP

## 1-4 災害発生時の安否確認

### ◆ 災害用伝言ダイヤル「171」について

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加することにより、通話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始されるサービスです。

サービスの使用方法は、右の二次元コードよりご確認ください。



NTT東日本  
HP



## 2 住まいや身の回りのこと

### 2-1 罹災(被災)証明書の発行

◆ 「罹災証明書」とは、地震等の災害によって被災した居住・所有する住家の被害の程度(大規模半壊、半壊等)を公的に証明する書面です。被災者生活再建支援金、各種融資、税金や保険料の減免等の申請に必要となる場合があります。

また、自動車など住家以外が被災した場合には、「被災証明書」を申請することができます。

証明書の申請方法や詳細な情報につきましては、【船橋市 危機管理課】までお問い合わせください。



内閣府HP

#### < 罹災証明書の申請に関する必要書類等 >

罹災(被災)証明願、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど)、被災現場の写真(建物全体の写真、被害箇所が分かる写真)が必要です。

※自己判定方式による交付の場合を除き、被災現場の写真の提出は必須ではありませんが、早期の証明書交付のために、ご協力よろしくお願ひします。

※罹災者(被災者)もしくは同居している方以外が申請者の場合は、罹災証明願の下部にございます、委任状への記載が必要です。

#### < 被災証明書の申請に関する必要書類等 >

罹災(被災)証明願、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカードなど)、被災現場の写真(被災物全体の写真、被害箇所が分かる写真)が必要です。

#### 上記に加え、

- ・ 非住家の場合は、被災者と建物の所有関係がわかるもの(登記簿の写しなど)をご提出ください。
- ・ 人的被害の場合は、被害の事実を証明する書類をご提出ください。

マイナポータルからの罹災証明書のオンライン申請、自治体のシステムを通じての罹災証明書のオンライン申請については、デジタル庁 HP(右二次元コード先)をご確認ください。

なお、マイナポータルからのオンライン申請には、マイナンバーカードまたはスマホ用署名用電子証明書設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要となる場合があります。電子署名をしなかった場合には別途本人確認書類の提出が必要となる場合があります。



デジタル庁HP

< 申請方法 >

- 直接提出する場合：船橋市役所9階 危機管理課
- 郵送による提出の場合：船橋市危機管理課  
(〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25)宛て
- オンライン申請：「船橋市スマート申請」によるオンライン申請ができます。



**罹災(被災)証明願(様式)を、このガイドブックの最後に添付しています。**

記載例を見ながら、記入してください。ガイドブックから切り離して、直接提出または郵送の方法で申請することができます。



船橋市スマート申請

<お問い合わせ先>

船橋市	市長公室危機管理課	047-436-2032
-----	-----------	--------------

- ◆ 火災時の「り災証明書」の発行には、消防職員が火災現場でり災物件を現認する必要があります。詳しくは消防署までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	中央消防署	047-435-8664
	東消防署	047-464-1515
	北消防署	047-438-2238
	夏見消防署	047-422-5344
	芝山消防署	047-467-9535

## 2-2 応急危険度判定

- ◆ 応急危険度判定は、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するために、できるだけ早く、短時間で建築物の被災状況を調査して、**当面の使用の可否(そのまま使用できるか、避難所に避難すべきか等)について判定するものです。**判定の実施状況・要望等については、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉県	県土整備部建築指導課 耐震防災室	043-223-3186
-----	------------------	--------------



この建築物の被災程度は小さいと考えられます。この建物は使用可能です。



この建築物に立ち入る場合は十分注意が必要です。応急的に補強する場合は、専門家にご相談ください。



この建築物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は、専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。

## 2-3 被災者のための住宅提供

- ◆ 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保出来ない方に対して、公営住宅、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅を借り上げたもの）、建設型応急住宅（緊急に建設したもの）等の提供がされる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉県	県土整備部都市整備局住宅課 県営住宅管理班	043-223-3222
船橋市	建築部住宅政策課	047-436-2679

## 2-4 住宅の応急修理

- ◆ 「災害救助法」の適用により、被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき、市区町村が事業者に修理を依頼し、実施するものです。申込みにあたっては、ご自身で修理業者から見積書を取得するほか、罹災証明書や被災状況の写真等を提出していただく必要があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

また、本制度を利用した場合、今後、公費解体制度を利用できない場合があります。

内容	屋根、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理
限度額	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：73万9,000円以内 準半壊(損害割合が10%以上20%未満)：35万8,000円以内
対象者	全ての要件を満たす方(世帯)が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該災害により準半壊以上の住家被害を受けたこと</li> <li>※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。</li> <li>・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しないこと</li> <li>※被害を受けた住宅の工事中に限り、利用可能です。</li> <li>・ 自ら修理する資力がないこと(中規模半壊、半壊、準半壊の方)</li> </ul>

<お問い合わせ先>

船橋市	建築部住宅政策課	047-436-2679
-----	----------	--------------

## 2-5 被災建物の解体・撤去

- ◆ 自らが費用負担して解体業者と契約し、被災した建物の解体・撤去を行った後、市が所有者に解体撤去費用を支払う「自費解体(解体費用の立替えと払戻し)」があります。
- ◆ 対象となる建物は、罹災証明書(又は被災証明書)で「半壊」以上と判定された建物です。
- ◆ 住宅の応急修理制度との併用はできません。詳しくは、市の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	環境部資源循環課	047-436-2433
-----	----------	--------------

## 2-6 床上浸水した家屋の消毒

- ◆ 船橋市では床上浸水した家屋の消毒を実施することで感染症のまん延防止を図っております。詳細は下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	保健所衛生指導課	047-409-2563
-----	----------	--------------

## 2-7 その他住まいに関すること

- ◆ 仮置場を開設し、市民の皆様に災害ごみの持ち込みをお願いする場合があります。開設場所や災害ごみの出し方などは、決まり次第ホームページ等でお知らせします。



船橋市HP

<お問い合わせ先>

船橋市	環境部資源循環課	047-436-2433
-----	----------	--------------



### 3 お金のこと

## 3-1 災害弔慰金・見舞金の支給

◆ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市内で住宅が5世帯以上滅失した災害等によって亡くなった方の遺族に対し、災害弔慰金が支給されます。



内閣府HP

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の災害により死亡した方で、被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方のご遺族。</li> <li>支給の範囲・順位は、死亡した方の (1) 配偶者、(2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母。 ※ 上記のいずれもが存在しない場合は、兄弟姉妹が受給することはできるが、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限られます。</li> </ul>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>生計維持者が死亡した場合： 500万円</li> <li>その他の者が死亡した場合： 250万円</li> <li>※ 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から災害障害見舞金の額を控除した額</li> </ul>

<お問い合わせ先>

船橋市	福祉サービス部地域福祉課	047-436-2313
-----	--------------	--------------

◆ 現在居住している建物(市内にあるものに限る)が災害に遭われた場合、被災した世帯の世帯主の方に対して「災害見舞金」を支給します。また、災害でお亡くなりになった方がいる場合には、遺族または葬祭をおこなう方に対し、「災害弔慰金」を支給します。

なお、水害(床上浸水)発生時には、災害見舞金と併せて「特別災害見舞金」を支給する制度もあります。これらの見舞金については、市の規則で適否が判断されます。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>全焼、全壊、流失したとき(災害見舞金)</li> <li>半焼、半壊、半流失したとき(災害見舞金)</li> <li>床上浸水したとき(災害見舞金・特別災害見舞金)</li> <li>消火活動により家財が著しく汚損したとき(災害見舞金) ※火元を除く</li> <li>災害による死亡者があったとき(災害弔慰金)</li> </ul>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害見舞金： 1万円～5万円</li> <li>災害弔慰金： 10万円</li> <li>特別災害見舞金： 1万円～3万円</li> </ul>

<お問い合わせ先>

船橋市	福祉サービス部地域福祉課	047-436-2313
-----	--------------	--------------

## 3-2 災害障害見舞金の支給

- ◆ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市内で住宅が5世帯以上滅失した災害等によって重度の障害を受けた方に対し、災害障害見舞金が支給されます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

対象者	<p>特定の災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に以下の障害が残った方で、被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両眼が失明した人</li> <li>・ 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人</li> <li>・ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>・ 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>・ 両上肢の用を全廃した人</li> <li>・ 両下肢をひざ関節以上で失った人</li> <li>・ 両下肢の用を全廃した人</li> <li>・ 精神又は身体の障害が重複する場所における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</li> </ul>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計維持者の場合: 250万円</li> <li>・ その他の者の場合: 125万円</li> </ul>

<お問い合わせ先>

船橋市	福祉サービス部地域福祉課	047-436-2313
-----	--------------	--------------

## 3-3 生活資金の貸付け

- ◆ 【緊急小口資金】

「社会福祉法」に基づき、必要な経費を貸し付けるものです。大規模災害時には国の施策により貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



千葉県社協HP

内容	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対する、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付		
貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子
据置期間	貸付けの日から2か月以内	償還期間	据置期間経過後12か月以内

※ 連帯保証人は不要。

<お問い合わせ先>

船橋市	船橋市社会福祉協議会(貸付担当)	047-431-5877
-----	------------------	--------------

## 3-4 生活の困窮

### ◆【生活困窮者自立支援制度】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、支援を受けられる場合があります。  
他の専門機関とも連携しながら、支援プランを作成します。  
詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

内容	自立相談支援事業	相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。
	住居確保給付金	離職等により収入を得る機会が減少し、住むところを失った方または失うおそれのある方に対する支援として、転居費用や原則3か月間の家賃相当額を支給します(上限額・その他要件あり)。
	就労準備支援事業	就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成、改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。
	家計改善支援事業	家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。
	居住支援事業	住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。
	子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかな支援を行います。
	認定就労訓練事業	民間事業者の自主的な取組として、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

<お問い合わせ先>

船橋市	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」	047-495-7111
-----	------------------------	--------------

※ 子どもの学習・生活支援事業に関することは、こども家庭センター(047-436-2408)にお問い合わせください。

### ◆【生活保護】

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。詳細は次の窓口にお問い合わせください。



厚労省HP

<お問い合わせ先>

船橋市	福祉サービス部生活支援課	047-436-2360
-----	--------------	--------------

## 3-5 住宅に関する支援金、貸付

### ◆【生活再建支援金の支給(住宅の損壊、解体)】

「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援法人である(公財)都道府県センターから、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



都道府県  
センター

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅が全壊した世帯(全壊世帯)</li> <li>② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯)</li> <li>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)</li> <li>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</li> <li>⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)</li> </ul>																																									
支給額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">基礎支援金</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">加算支援金</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #d9ead3;">全壊 解体 長期避難</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #d9ead3;">大規模半壊</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #d9ead3;">中規模半壊</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">—</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: right;">25万円</td> <td style="text-align: right;">25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。</p>					基礎支援金	加算支援金		計	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
	基礎支援金	加算支援金		計																																						
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																						
		補修	100万円	200万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																						
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																						
		補修	100万円	150万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																						
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円																																						
		補修	50万円	50万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																						

<お問い合わせ先>

(公財)都道府県センター	03-5212-9111
--------------	--------------

◆【災害援護資金の貸付(住宅や家財に被害)】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「災害救助法」が適用された災害によって**負傷、住居、家財(自動車を含む)に被害を受けた方に貸し付けます。**  
 詳細は、市の窓口にお問い合わせください。



内閣府HP

貸付 限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	負傷のみ	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円
	家財の1/3以上の損害	250万円	住居の半壊	170万円
	住居の半壊	270万円	住居の全壊	250万円
	住居の全壊	350万円	住宅の全体の滅失または流失	350万円
所得 制限	世帯人員		市民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	3人	620万円
	2人	430万円	4人	730万円
	5人以上の場合、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円です。			
貸付 利率	年1.5%(据置期間中は無利子)		据置期間	3年(特別の場合は5年)
償還 期間	10年(据置期間を含む)		償還方法	年賦、半年賦または月賦(元利均等)

<お問い合わせ先>

船橋市	福祉サービス部地域福祉課	047-436-2313
-----	--------------	--------------

◆【災害復興住宅融資】

災害復興住宅融資は、被災された方の住宅の再建を支援するため、住宅金融支援機構が行う全期間固定金利型の公的住宅ローンです。  
 融資は、建設、購入、補修の場合に受けられます。  
 詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



住宅機構HP

<お問い合わせ先>

独立行政法人 住宅金融支援機構	お客様コールセンター (災害専用ダイヤル)	0120-086-353 もしくは048-615-0420
--------------------	--------------------------	----------------------------------

### ◆【住宅ローンの返済】

「災害救助法」が適用された災害時に、債務整理を申し出るための仕組みがあります。

手続き支援を無料で受けられる、財産の一部を手元に残せる、個人情報として登録されない等のメリットがあります。詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、次の窓口にお問い合わせいただくこともできます。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 全国銀行協会	相談室	0570-017109 または03-5252-3772
------------------	-----	--------------------------------

### ◆【生活福祉資金の貸付 福祉費(災害援護費)】

災害を受けたことにより費用が必要となった低所得世帯(必要な資金を他から借りることが困難な世帯)に対して貸し付けを行うものです。

※ 大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、市町村による「災害援護資金」の貸付が優先となり、本貸付は対象外となります。

貸付限度額	150万円(以内)
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%
据置期間	貸付けの日から6か月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内



千葉県社協HP

<お問い合わせ先>

船橋市社会福祉協議会 (貸付担当)	047-431-5877
----------------------	--------------

◆【住宅等災害復旧資金利子補給】

住宅等の全部又は一部に災害を受けた被災世帯の世帯主等が、市を經由して住宅等災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、利子の一部を補給します。



船橋市HP

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害当時における、被害住居の世帯(住民票がある)の世帯主等 ただし、世帯主が高齢等の理由により金融機関から借り受けられない場合は、世帯主の1親等以内の親族(市内居住者、東日本大震災・令和元年台風第15号等の被災者においては県内居住者)が被災した住居のために世帯主に代わり借り受ける場合も対象となりますので、ご相談ください。</li> </ul>		
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に居住する者で構成する世帯で、災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害)を受けた場合。</li> <li>被災世帯の「罹災証明書」の交付を受けられること。</li> <li>被災者及び被災世帯の世帯員の市税の滞納がないこと。</li> <li>金融機関から住宅等災害復旧資金(住宅の修理、かさ上げ又は宅地の土留め、擁壁、盛土その他の住宅施設の復旧工事の費用に充てるため、借り受ける資金)を借り受けられること。</li> </ul>		
金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>借受額は、500万円を限度とし、住宅等災害復旧資金の利子補給の対象として決定された借受額の残高に年3パーセント以内の率を乗じて得た額</li> </ul>	期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>借り受けた日(金融機関の融資が実行された日)から7年以内</li> </ul>

<お問い合わせ先>

船橋市	福祉サービス部地域福祉課	047-436-2313
-----	--------------	--------------

## 3-6 雇用に関する支給

### ◆【雇用保険失業給付の支給】

事業所が災害を受けたことにより休止、廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方について、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給することができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



- ・「災害救助法」の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- ・ 居住地を管轄するハローワークでなくても、お近くのハローワークで手続きができます。

<お問い合わせ先>

ハローワーク船橋	雇用保険適用コーナー	047-431-8287（自動音声に従い、部門コード「21#」を押してください）
----------	------------	--

### ◆【未払賃金立替払】

「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)が未払いの賃金を立て替えることができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



- ・ 事業主及び労働者に要件があります。
- ・ 対象となる賃金は、退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金。ボーナスは含まれません。)です。  
ただし、総額2万円未満のときは対象外です。
- ・ 退職日における年齢ごとに立替払の上限が定められています。

<お問い合わせ先>

船橋労働基準監督署	総合労働相談コーナー	047-773-9381
独立行政法人 労働者健康安全機構	未払賃金立替払相談コーナー	044-431-8663 (月～金 9:15～17:00)

### ◆【労災補償】

「労働者災害補償保険法」に基づき、労働者の方が工作中や通勤中に被災した場合、ご本人やご家族の方は労災保険による給付(治療や投薬、遺族年金・一時金など)を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。



<お問い合わせ先>

船橋労働基準監督署	労災第一・第二課	047-431-0183
千葉労働局	労働基準部労災補償課	043-221-4313
労災保険相談ダイヤル	(厚生労働省委託事業)	0570-006031 (月～金 9:00～17:00)

### ◆【職業転換給付金(訓練手当)の支給】

「労働施策総合推進法」に基づき、広域の求職活動を行ったり、職業訓練を受けたりできるよう、交通費や宿泊料の他、訓練を受講した場合の給付を受けられます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉労働局	職業安定部訓練課	043-221-4087
ハローワーク船橋	職業相談第1部門 (お仕事の相談・紹介)	047-420-8609 (41#)
	職業相談第2部門 (職業訓練にかかる相談)	047-420-8609 (42#)



## 4 役所の手続きのこと

### 4-1 国税の特別措置

◆ 国税の納付が難しい方には次のような措置があります。

- ・ 申告等の期限延長
- ・ 納税の猶予
- ・ 所得税等の軽減
- ・ 住宅取得資金に係る贈与税の特例
- ・ 被災自動車に係る自動車重量税の還付
- ・ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税



国税庁HP

◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋税務署	047-422-6511(代表)
-------	------------------

### 4-2 県民税の特別措置

◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、不動産所得税、個人事業税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉県	船橋県税事務所	047-433-1275(代表)
-----	---------	------------------

## 4-3 市税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、住民税(市民税)、固定資産税等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	市民税課(市民税(個人、法人)など)	047-436-2214
	資産税課(固定資産税について)	047-436-2222

## 4-4 各種保険料の特別措置

- ◆ 次の支払いについて、申出により、減免、支払いの猶予、分納ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

### ◆ 【国民年金保険料】

船橋市	健康部国保年金課 国民年金係	047-436-2282
-----	----------------	--------------

### ◆ 【国民健康保険料】

船橋市	健康部国保年金課 保険料係	047-436-2395
-----	---------------	--------------

### ◆ 【介護保険料】

船橋市	高齢者福祉部介護保険課 資格保険料係	047-436-2303
-----	--------------------	--------------

### ◆ 【後期高齢者医療保険料】

船橋市	健康部国保年金課 高齢者医療係	047-436-2395
-----	-----------------	--------------

## 4-5 公共料金の減免措置等

### ◆【電気、ガス、水道、電話料等の支払期日の延長や減免、工事や修理費用の免除、軽減など】

適用の条件や支援措置の内容については事業者ごとに異なりますので、ご契約の各事業者へご確認ください。

<お問い合わせ先の例>

東京電力	東京カスタマーセンター (月～土 9時～17時)	0120-995-001 03-6374-8936(IP電話から)
京葉ガス	お客様コンタクトセンター	047-361-0211

### ◆【NHK受信料免除】

<お問い合わせ先>

NHK	ナビダイヤル (毎日9時～18時)	0570-077-077
-----	----------------------	--------------

## 4-6 証明書等を紛失した場合

### ◆ 基礎年金番号通知書、年金証書

基礎年金番号通知書や年金証書を紛失した場合は再発行ができます。

詳細は、最寄りの年金事務所または日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋年金事務所	〒273-8577 船橋市市場4-16-1	047-424-8811 (自動音声)
日本年金機構 ねんきんダイヤル	受付時間 8:30～19:00(月)、 8:30～17:15(火～金)、 9:30～16:00(第2土曜)	ナビダイヤル: 0570-05-1165 (IP電話等の場合: 03-6700-1165)

### ◆ マイナンバーカード

- ・ マイナンバーカードを紛失した場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へ電話をして一時停止の手続きをしてください。その後、警察へ遺失届を提出してください。
- ・ マイナンバーカードの再発行については、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	市民生活部戸籍住民課	047-436-2272
-----	------------	--------------



## 5 民間の手続きのこと

### 5-1 地震保険

- ◆ 地震保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 損害保険会社とのトラブルが解決しない場合、次の窓口で苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会	そんぽADRセンター (平日9時15分～17時)	03-4332-5241
	自然災害等損保契約照会センター (平日9時15分～17時)	0120-501-331 03-6836-1003 (IP電話から)
一般社団法人 外国損害保険協会	自然災害等損保契約照会センター (平日9時～17時)	03-5425-7850

### 5-2 生命保険の契約内容

- ◆ 申出により、保険料の払込について猶予する場合があります。また、申出により、必要書類を一部省略する等で、迅速に保険金や給付金を支払うことができます。ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 「災害救助法」が適用された地域において、生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に対応します。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 生命保険協会	災害時受付専用連絡先(生命保険相談所) (平日9時～17時)	0120-001-731
------------------	-----------------------------------	--------------

## 5-3 通帳、保険証書、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では預金通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、**本人確認書類の提示により、預貯金の払戻し**ができます。また、本人確認書類を紛失してしまった場合でも、住所・氏名等から登録内容の一致を確認したうえで払戻しを行うことができます。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

金融機関等	各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口	
ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター (平日9時~19時、土日祝日9時~17時)	0120-108-420
	カード紛失センター (年中無休・24時間受付)	0120-794-889
かんぽ生命保険	かんぽコールセンター(平日9時~21時、 土日祝日9時~17時)	0120-552-950

## 5-4 法律相談等の窓口

- ◆ 震災法律援助に基づき、無料で相談を受けられる場合があります。

<お問い合わせ先>

弁護士 相談	千葉県弁護士会 ・ 被災者ローンの相談 ・ 震災関連相談	予約電話番号 043-227-8431
	法テラス・サポートダイヤル	0570-078374 03-6745-5600(IP電話) (平日 9時~21時、土曜 9時~17時)
司法書士 相談	千葉司法書士会	0120-971-438 (月・水 14時~17時)

- ◆ 船橋市役所で弁護士による無料相談を受けられます。予約制です。詳細はお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	市長公室市民の声を聞く課	047-436-2787 (予約申し込み先)
-----	--------------	---------------------------

※ 相談会場は、市役所本庁舎1階 市民の声を聞く課内相談室  
もしくは船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)相談室のどちらかになります。

- ◆ 「女性のための法律相談」を受けられます。  
対象は船橋市内に在住・在勤・在学の女性です。

<お問い合わせ先>

船橋市男女共同 参画センター	第1木曜日 午前9時30分~午後2時30分	面談のみ、予約制 予約申し込み先 047-423-0757
	第3月曜日 午後4時~午後8時	
	第4水曜日 午後1時~午後5時	

※ 相談会場は、男女共同参画センター(フェイスビル5階)相談室になります。



## 6 医療・健康のこと

### 6-1 医療機関の受診・介護保険サービスの利用

- ◆ 地震で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方、生計維持者が失職して収入がない方などは、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いを猶予または減免できる場合があります。

また、被災により資格確認書等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより保険診療で受診できる場合があります。

※これは災害時の特例的な取扱いであり、後日、資格の確認が行われることがあります。

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	【国民健康保険】 健康部国保年金課	047-436-2395
	【介護保険】 高齢者福祉部介護保険課 給付係	047-436-2304
	【後期高齢者医療保険】 健康部国保年金課 高齢者医療係	047-436-2395

### 6-2 障害福祉サービスの利用

- ◆ 災害により財産が損害を受けた場合や、失業等により収入減があった場合に、利用者負担の減額ができる場合があります。

<お問い合わせ先>

船橋市	【障害福祉サービスの利用者】 福祉サービス部障害福祉課	047-436-2346
	【障害児通所支援の利用者】 地域子育て部療育支援課	047-436-2342

## 6-3 こころの悩み相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩み相談を電話でお受けしています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	よりそいホットライン (24時間)	0120-279-338
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	いのちの電話 (毎日16時～21時)	0120-783-556
	千葉いのちの電話 (24時間)	043-227-3900

- ◆ 災害にあわれた方のこころの健康に関する悩み相談を電話でお受けしています。

<お問い合わせ先>

船橋市 こころの相談	<p>精神保健福祉士または保健師がご相談をお伺いし、医療や福祉に関する必要な情報やアドバイス等をお伝えさせていただきます。</p> <p>※ 精神科医師による相談をご希望される場合には、047-409-2859に電話をおかけいただき、相談を予約してください。</p> <p>日時：平日9時～17時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電話相談の場合 電話番号：047-409-2859</li> <li>◆ 来訪相談の場合 船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター2階(保健所) 保健総務課 精神保健福祉係</li> </ul>
---------------	--

- ◆ 船橋市内に在住・在勤・在学の男性が抱えている、ご自身の生き方、家庭の問題、仕事などの悩みを男性相談員が電話でお伺いします。

<お問い合わせ先>

船橋市 男女共同 参画 センター	男性の生き方相談	(電話相談のみ、予約不要) 毎週月曜日(祝休日の場合は火曜日) 午後6時45分～午後8時45分 (受付は午後8時15分まで)  専用電話番号:047-423-0199
---------------------------	----------	--

- ◆ 船橋市内に在住・在勤・在学の女性が抱える様々な悩みに女性カウンセラーが相談に応じます。

<お問い合わせ先>

船橋市 男女共同 参画 センター	女性の生き方相談	(電話または面談、予約制) 毎週水曜日 午後4時～午後8時30分、 毎週金曜日 午前10時～午後4時  船橋市男女共同参画センター 047-423-0757(予約申し込み先)
---------------------------	----------	--

- ◆ 誰もが自分らしく生きていけるよう、様々な悩みを抱える方の相談に応じています。

<お問い合わせ先>

千葉県 男女共同 参画 センター	女性のための総合相談	相談専用電話:04-7140-8605 受付時間:火曜日から日曜日 9:30～16:00 相談員はすべて女性です。
	男性のための総合相談	相談専用電話:043-308-3421 受付時間:毎週火曜日・水曜日 16:00～20:00 毎週土曜日 12:30～16:30 相談員はすべて男性です。



## 7 教育のこと

### 7-1 保育園・幼稚園の子がいる家庭への支援

#### ◆【保育料に関する相談】

認可保育施設を利用しているご家庭が災害によって、住宅等財産に著しい損害を受けた場合、保育料を減額または免除することができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

幼稚園では園により対応が異なりますので、各園にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	地域子育て部保育入園課	047-436-2330
-----	-------------	--------------

### 7-2 小中学生の子がいる家庭への支援

#### ◆【就学費用の援助】

災害によって生活状況が急変した場合、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助できる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	教育委員会学務課	047-436-2852
-----	----------	--------------

### 7-3 高校生の子がいる家庭への支援

#### ◆【授業料の就学支援、減免、猶予等】

災害によって所得が減少した場合、授業料、受講料や入学料等の徴収猶予または減額、免除ができる場合があります。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

千葉県	(県内公立) 企画管理部財務課	043-223-4094 または在学する学校
	(県内私立) 総務部学事課	043-223-2162 または在学する学校

## 7-4 大学生・専門学校の学生への支援

### ◆【授業料の減免】

災害によって家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難となった学生を対象に、授業料等の減額、免除ができる場合がありますので、在籍する学校の授業料担当窓口にお問い合わせください。

### ◆【国の教育ローン】

貸付限度額	上限350万円
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)等の奨学金と併用できません。</li> <li>・ 受験前でも申し込み可能</li> </ul>

詳細は、在籍する学校の担当窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本政策 金融公庫	教育ローンコールセンター (平日9時～19時)	0570-008656 または03-5321-8656
--------------	----------------------------	--------------------------------

### ◆【奨学金の緊急採用等】

<お問い合わせ先>

独立行政法人 日本学生 支援機構 (JASSO)	【奨学金の緊急採用】 在籍する学校の奨学金担当窓口にご相談ください。	
	【奨学金の返還の減額、返還期限の猶予】 奨学金相談センター(平日9時～20時)	0570-666-301 または03-6743-6100
	【災害支援金の申請受付】 政策企画部広報課寄附金室 JASSO災害支援金担当  ※学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした場合	03-6743-3185  ご不明な点は、在学中の学校を通じてお問い合わせください。



## 8 事業者の方へ

### 8-1 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての相談窓口を設置しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 千葉支店	中小企業事業 (平日9時~17時)	043-243-7121
	事業資金相談ダイヤル (平日9時~17時)	0120-154-505
千葉県	経営支援課金融支援室	043-223-2707
船橋商工会議所	中小企業相談所 (平日9時~17時)	047-435-8211



## 9 そのほかの情報

### 9-1 ペット動物に関する相談

- ◆ 飼い主が被災し避難所で生活する際のペット(小動物)の同行避難を受け入れることとしています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

船橋市	ペットに関すること	動物愛護指導センター	047-435-3916
	避難所に関すること	危機管理課	047-436-2032
千葉県	健康福祉部衛生指導課		043-223-2642

## 9-2 災害時における入浴支援

- ◆ 船橋市は、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合船橋支部と「災害時における浴場の使用等に関する協定」を、また、株式会社スパサンフジと「災害時における入浴支援に関する協定」を締結し、災害発生時に下記7施設において入浴支援を受けることができます。

支援の実施は施設の状況によりますので、詳細は衛生指導課にお問い合わせください。

浜町浴場 ★	浜町1-31-21
滝の湯 ★	本中山2-3-1
松の湯	本町3-24-17
紅梅湯 ★	南本町8-21
宮の湯 ★	宮本6-10-20
クアパレス ★	薬円台4-20-9
船橋温泉湯楽の里	山手3-4-1



湯楽の里との協定について



ふなばし銭湯ガイド

<お問い合わせ先>

船橋市	保健所衛生指導課	047-409-2563
-----	----------	--------------

## 9-3 災害時における生活用水の提供

- ◆ 船橋市では様々な方法で災害時における生活用水の提供を受けることができます。

### ◆ 防災用井戸

市では防災用井戸を市内28箇所に設置しています。

そのほか、大規模災害時等に被災者および避難者の避難生活を支援するため、民間企業等が所有する井戸から生活用水を供給できるよう、「災害時における井戸の使用に関する協定」を締結しております。

また、上記入浴施設の一部(★)でも井戸水を生活用水として提供を受けることができます。

### ◆ 給水所(拠点)

給水所を設定し給水車等による浄水の供給を行います。なお、給水所は避難所等を想定しています。市でも容量1700リットルの給水車を2台配備しており、水道事業者(県水道局、習志野市企業局)との連携のもと共同で行います。

### ◆ 給水栓

避難所となる市立小・中・高等学校、公民館などの受水槽に給水栓を設置しています。



防災用井戸について



給水栓について

<お問い合わせ先>

船橋市	市長公室危機管理課	047-436-2032
-----	-----------	--------------

## 9-4 消費者相談

- ◆ 災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意ください。不審、不安に思ったら、ご相談ください。

<お問い合わせ先>

消費者庁	消費者ホットライン	188(局番なしの3桁)
千葉県	千葉県消費者センター	047-434-0999
船橋市	経済部 消費生活センター	047-423-3006

## 9-5 外国人相談 Consultation for Foreigners

- ◆ 外国人の方向けに、多言語で対応しているお問い合わせ先です。

ほうむしやう <b>法務省</b> しゅつにゆうこく <b>出入国</b> ざいりゆうかんりちやう <b>在留管理庁</b>  Immigration Services Agency	がいこくじんざいりゆうそうごういんふおめーしょんせんたー <b>外国人在留総合インフォメーションセンター</b> Foreign Residents General Information Center へいじつ (平日 weekdays 8:30~17:15)	0570-013904  かいがい IP、海外から (from overseas) 03-5796-7112	 法務省HP
	たいおうげんご <b>対応言語 Supported languages:</b> にほんご 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、 スペイン語 Español、ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、 ネパール語 नेपाली、タイ語 ภาษาไทย、ミャンマー語 မြန်မာဘာသာ、 シンハラ語 සිංහල		
にっぽんせいふ <b>日本政府</b> かんこうきやく <b>観光局</b>  Japan National Tourism Organization	じゃぼんびじたーほつとらいん <b>ジャパンビジターホットライン</b> Japan Visitor Hotline (24時間対応 24 hours a day)	050-3816-2787	 国交省HP
	たいおうげんご <b>対応言語 Supported languages:</b> にほんご 日本語 Japanese、英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어		
ほうむしやう <b>法務省</b>  Ministry of Justice	がいこくごじんけんそうだんだいやる <b>外国語人権相談ダイヤル</b> Foreign-language Human Rights Hotline へいじつ (平日 weekdays 9:00~17:00)	0570-090911	 法務省HP
	たいおうげんご <b>対応言語 Supported languages:</b> 英語 English、中国語 中文、韓国語 한국어、フィリピン語 Filipino、 ポルトガル語 Português、ベトナム語 Tiếng Việt、ネパール語 नेपाली、 スペイン語 Español、インドネシア語 Bahasa Indonesia、タイ語 ภาษาไทย		

<p>ちばけん 千葉県 Chiba</p>	<p>ちばけんがいこくじんそうだん 千葉県外国人相談 Consultation for Foreign Residents （平日 weekdays 9:00～12:00/ 13:00～16:00）</p>	<p>043-297-2966</p>  <p>千葉県 国際交流センター</p>
<p>ほうてらす 法テラス Houterasu (Japan Legal Support Center)</p>	<p>たげんごじょうほうていきようさーびす 多言語情報提供サービス Multilingual Information service 0570-078377 つうやくぎょうしゃ かい ほうてらす しよくいん そうだん 通訳業者を介して法テラス職員に相談できます You can consult with Houterasu staff through an interpreter. （平日 weekdays 9:00～17:00）</p>	 <p>法テラス</p>
<p>ふなばしがいこくじん 船橋市外国人 そうごうそうだんまどぐち 総合相談窓口  Funabashi Multilingual Information Center</p>	<p>そうだんたいおうげんご にほんご にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご ベとなむご 相談対応言語:日本語(やさしい日本語)、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、 ねばーるご いんどねしあご かいりびのご たいご ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、 ぼるとがるご すべいんご ひんでいご ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語</p> <p>◆ 電話による相談 うけつけじかん へいじつ 受付時間:平日9:00～17:00 でんわばんごう 電話番号:050-3101-3495 りようほうほう 利用方法:はじめに「〇〇語です」と、ひとことお伝えください。 ご希望の言語の通訳オペレーターにおつなぎします。 通訳オペレーターを介して市役所の担当職員にもおつなぎし、 3者で同時に通話することもできます。</p>	

<p>ふなばしがいこくじん 船橋市外国人 そうごうそうだんまどぐち 総合相談窓口</p> <p>Funabashi Multilingual Information Center</p>	<p>◆ <sup>らいしよ</sup> <sup>そうだん</sup> 来所による相談  <sup>うけつけじかん</sup> <sup>へいじつ</sup> 受付時間: 平日9:00~17:00  <sup>ばしよ</sup> <sup>ふなばししやくしよ</sup> <sup>かい</sup> <sup>ばんまどぐち</sup> 場所: 船橋市役所1階 11番窓口  (〒273-8501 <sup>ふなばししみなとまち</sup> 船橋市湊町2-10-25)  ※ <sup>よやく</sup> <sup>ふよう</sup> 予約は不要です。</p> <p>◆ <sup>ほーむ</sup> <sup>ぺーじ</sup> <sup>から</sup> <sup>の</sup> <sup>そうだん</sup> ホームページからの相談  <sup>うけつけじかん</sup> <sup>じかん</sup> <sup>にち</sup> <sup>うけつけ</sup> 受付時間: 24時間365日いつでも受付できます。  <sup>りようほうほう</sup> <sup>じょうき</sup> <sup>にじげん</sup> <sup>こーど</sup> <sup>よ</sup> <sup>と</sup> <sup>と</sup> <sup>あ</sup> <sup>ふ</sup> <sup>あーむ</sup> <sup>から</sup> <sup>の</sup> <sup>そうだん</sup> 利用方法: 上記の二次元コードを読み取り、お問い合わせフォームからご相談  ください。  ※ <sup>かいとう</sup> <sup>にち</sup> <sup>にちい</sup> <sup>ない</sup> <sup>へんしん</sup> 回答は、おおむね3日~5日以内に返信します。</p>
---	--



お問い合わせフォーム

## 9-6 行政相談

- ◆ 行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

### 【千葉行政監視行政相談センターへの相談】

- 電話による相談受付: 平日9:00~16:45 (時間外は留守番電話対応)  
行政相談専用ダイヤル: **043-244-1100**



- 来所による相談受付: 平日9:00~16:45  
住所: 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階



インターネットによる  
行政相談受付

- インターネットによる相談受付  
<http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/hyouka/soudan.html>

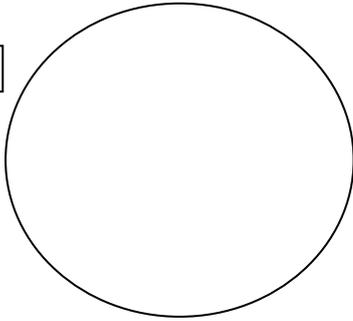
- FAXによる相談受付 FAX番号: 043-246-9829



千葉センターHP



市使用欄



番号	受付者	発行者	現場調査員
<b>確認用</b>			
<input type="checkbox"/> 証明願	<input type="checkbox"/> 申請者本人確認	<input type="checkbox"/> 被害写真等	
<b>発行内容</b>		<input type="checkbox"/> 罹災証明書	<input type="checkbox"/> 被災証明書

<罹災証明の確認事項について>

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。  
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・住家以外の不動産・動産については、その他被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する被災証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根・壁・構造体の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。  
※表面に現れない被害（地中の杭の破損、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

<申請・記入事項について>

- ・申請には、申請者の身分証（免許証等）および、被害場所の写真の複写が必要です。
- ・非住家の申請には、建物との所有関係がわかる書類（家屋の登記簿・固定資産評価証明等）の写しが必要です。

<被害程度の例>

- 全壊**—住家の損壊が甚だしく、補修により再使用するものが困難なもの。住家すべてが倒壊、流出、焼失したもの。住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上のもの。
- 大規模半壊**—居住する住家が、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住するのが困難なもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの
- 中規模半壊**—居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの
- 半壊**—住家の損壊が甚だしいが、修繕すれば元通りに再利用できるもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上30%未満のもの
- 準半壊**—住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの
- 一部損壊（準半壊に至らない）**—住家の主要な構成要素の経済的損失が10%未満のもの

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

- ・台風にて屋根がすべて無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。
- ・外部から来た水の水位が徐々に高くなり、居室から上に30cm以上浸水した。

いずれかに  
○をつけて下さい。

新規・再調査・再交付

### 罹災（被災）証明願

船橋市長 あて

令和〇年 〇月 〇日

申請者	氏名	フナバシ <b>船橋 太郎</b>
	住所 TEL	<b>東京都△区△△1-1-1</b> TEL <b>03 (1234) 〇〇〇〇</b>
罹災(被災)者	氏名	フナバシ <b>船橋 花子</b>
	住所 TEL	<b>船橋市□□1-1-1</b> TEL <b>047 (436) 〇〇〇〇</b>
※罹災証明書の申請には、世帯主情報が必要であり、罹災証明書に記載されます。		
世帯主情報	氏名	フナバシ <b>船橋 一郎</b>
	住所 TEL	<b>船橋市□□1-1-1</b> TEL ( )
罹災(被災)年 月 日	<b>令和〇年 〇月 〇日</b>	原因 <input checked="" type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他
罹災(被災)場所	所在地：船橋市 □□1-1-1	
申請内容	<罹災証明書 申請> <input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造 ※住家：現実に居住のために使用している建物	
	<被災証明書 申請> <input type="checkbox"/> 非住家 <input checked="" type="checkbox"/> 住家以外の不動産・動産（塀、物置、家具等） <input type="checkbox"/> 人的被害 ※住家以外の不動産及び動産については被災証明書の発行になります。	
被害内容	<b>台風〇号により、〇〇が破損</b>	
証明書使用目的	<input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> 会社提出 <input checked="" type="checkbox"/> 被災者支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	証明書 必要枚数 <b>△ 通</b>

自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない」（損害割合10%未満）という結果に同意します。

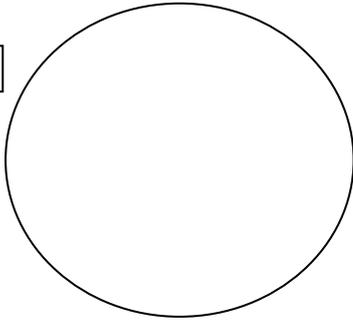
※自己判定方式は、写真等を基に審査を行い、証明書を短期間で交付する方法です。  
 自己判定方式を用いない場合は、申請を受けた後に家屋調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、罹災証明書発行に時間を要します。  
**被害程度の例は裏面を参照。**

上記に記載および、□にチェックをお願いします（裏面も参照してください）

罹災者（被災者）もしくは同居している方以外が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。

委任状	
申請者を罹災者（被災者）の代理人と認め、申請及び証明書受領に関する権限を委任いたします。	
令和〇年〇月〇日	<b>委任がある場合のみ記載</b>
委任者（罹災者等）	住所 <b>船橋市〇〇1-1-1</b>
氏名	<b>船橋 花子</b>

市使用欄



番号	受付者	発行者	現場調査員
<b>確認用</b>			
<input type="checkbox"/> 証明願	<input type="checkbox"/> 申請者本人確認	<input type="checkbox"/> 被害写真等	
<b>発行内容</b>			
<input type="checkbox"/> 罹災証明書		<input type="checkbox"/> 被災証明書	

<罹災証明の確認事項について>

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。  
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・住家以外の不動産・動産については、その他被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する被災証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根・壁・構造体の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。  
※表面に現れない被害（地中の杭の破損、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

<申請・記入事項について>

- ・申請には、申請者の身分証（免許証等）および、被害場所の写真の複写が必要です。
- ・非住家の申請には、建物との所有関係がわかる書類（家屋の登記簿・固定資産評価証明等）の写しが必要です。

<被害程度の例>

- 全壊**—住家の損壊が甚だしく、補修により再使用するものが困難なもの。住家すべてが倒壊、流出、焼失したもの。住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上のもの。
- 大規模半壊**—居住する住家が、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住するのが困難なもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの
- 中規模半壊**—居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの
- 半壊**—住家の損壊が甚だしいが、修繕すれば元通りに再利用できるもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上30%未満のもの
- 準半壊**—住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの  
住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの
- 一部損壊（準半壊に至らない）**—住家の主要な構成要素の経済的損失が10%未満のもの

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

- ・台風にて屋根がすべて無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。
- ・外部から来た水の水位が徐々に高くなり、居室から上に30cm以上浸水した。